Chinese Business

Q&A 中国ビジネスQ&A

新増値税法の施行にむけて企業がいま対

Q 2026年から中国で新しく増値税法が施行されると聞きました。弊社は中国に子会社を有しており、これまでも増値税を納税しておりますが、新増値税法の施行によりどのような影響が生じるのでしょうか。また、増値税の施行に向けて留意すべきことや、企業として備えておくべきこと等があれば教えてください。

A 2024年12月25日に中華人民共和国増値税法が公布されました。26年1月1日から施行される予定で、新法の施行と同時に中華人民共和国増値税暫定条例は廃止されます。法体系が大きく変わることはありませんが、従前から実務上の課題として要望されていた項目を中心に、一部改正が予定されており、詳細は今後の実施細則等により明確化されることが期待されています。また、電子インボイスの普及促進を背景に、税務機関はデータに基づく増値税の徴収管理を強化しております。企業は、自己チェックや外部専門家によるレビューを活用して、潜在的な増値税リスクについて今一度見直して改善しておくことが推奨されます。

1．新増値税法の施行による影響

（1）法律公布と施行までのスケジュール

2024年12月25日に、中華人民共和国増値税法（以下「新増値税法」）が公布されました。これまで運用されてきた中華人民共和国増値税暫定条例（以下「暫定条例」）に代わり、法律レベルに引き上げることで、中国最大の税収である増値税の運用に関する確定性および安定性が強化されることが期待されています。公布された新増値税法は、全6章（全38条）、約4500字で構成（図表1参照）された法律文書であり、日本の消費税法と比較すると、そのシンプルな法律構成に驚かれる方も多いかもしれません。実際に、新増値税法に規定される内容は、税法の大枠となる考え方が示されているに過ぎず、日本の消費税法のように様々な取引やケースを想定して細かく規定はされておりません。そのため、これまでも暫定条例における実務上の課題は多く、また、その解釈は税務局の担当官ごとに異なることも少なくありませんでした。このような地域や担当官による実務運用差をなくして、法的安定性が強化されることが今回の新増値税法の立法化の目的であることを鑑みると、26年1月1日の施行日に向けて、企業が十分な準備期間を持って進めるためにも、関連する実施細則やガイドラインが早期に発行されることが期待されます。

（2）増値税の概要と立法化による影響

増値税は、付加価値に課せられる税金であり、増値税の一般納税者の登記を行った企業は、物品、サービス、無形資産、不動産購入時に増値税を支払い（「仕入増値税」）、他方、これらの項目の売上時に増値税を受取り（「売上増値税」）、この差額を納税することになります。したがって、増値税は、物品やサービス等の流通過程において、上記の方法を通して、購入者に転嫁されてゆき、最終消費者がこれを最終的に負担することになります。日本の消費税と同じく前段階控除方式による付加価値税であり、基本的に前段階の事業者が納税した売上増値税に限り、仕入増値税の控除が認められます（図表2参照）。

図表1　新増値税法の章構成

第一章	総則	第1～第9条
第二章	税率	第10～第13条
第三章	納付すべき税額	第14～第22条
第四章	税収優遇	第23～第27条
第五章	徴収管理	第28～第37条
第六章	附則	第38条

これらの増値税の体系は、新増値税法においても維持されており、暫定条例から大きく変わることはありません。そのため、企業の実務処理においても26年1月1日から大きく変わるものではありませんのでご安心ください。ただし、従前から業界各所からの改正要望や実務運用の明確化を望む声が挙がっておりましたので、新増値税法の施行に伴い一部改善されることが期待されています。例えば注目度の高い項目として、仕入税額控除の可否に関して、新増値税法では以下のように規定されました。

第22条　納税者の以下の仕入税額は、売上税額から控除してはならない。
（一）簡易課税方式を適用する課税対象項目に係る仕入税額
（二）増値税免税項目に係る仕入税額
（三）非正常損失に係る仕入税額
（四）集団福利・個人消費に用いられる物品・サービス・無形資産・不動産の購入に係る仕入税額
（五）直接消費に用いられる飲食サービス・大衆日常サービス・娯楽サービスの購入に係る仕入税額
（六）国務院が規定するその他の仕入税額

上記の新増値税法の条文において、暫定条例において従前規定されていた「貸付サービスの購入に係る仕入税額は控除してはならない」という制限条件が削除されています。中国の増値税は、貸付サービスによる利子も課税取引（日

応すべきこと

デロイト トーマツ税理士法人
パートナー　服部 功

図表２　製造・販売会社を事例にした増値税の流れ

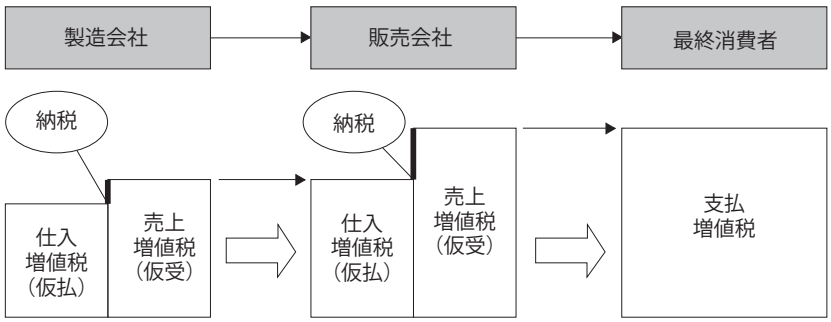

（出所）筆者作成

本の消費税のように非課税取引ではありません）となりますが、当該貸付サービスの購入に係る仕入税額控除は認められませんでした。つまり、グループファイナンスにおいて支払う利子には6%の増値税が含まれており、貸し手は受け取った増値税を納税することになる一方で、借り手は支払った増値税に対して仕入税額控除を行うことができず、結果的にグループ間の利子のやり取りにより増値税の6%相当が外部に流出する結果となっていました。これは企業のグループファイナンス導入の阻害要因にもなっており、改正を要望する声も多かった背景もあり、公布された新増値税法においては貸付サービスの制約条件の条文が削除されております。ただし、施行日（2026年1月1日）から実務上も仕入税額控除が認められるか否かは、今後の実施細則等による明確化を見守る必要があります。

2．データに基づく租税徴収管理

（1）発票（インボイス）の電子化

増値税課税対象取引を行う事業者は、売上金額および売上税額を記載した『増値税発票（インボイス）』を発行する義務があります。他方、増値税課税対象取引を仕入れた事業者は、増値税発票のうち専用発票を取得した場合に、仕入増値税を控除することができます。

2021年12月1日に『フルデジタル化の電子発票試行のさらなる展開に関する公告』が発表され、全国統一の電子発票サービスプラットフォームを通じて、フルデジタル化の電子発票の開票に関する試行が始まりました。試験区は年々広がり、24年12月1日には、全国における全面デジタル化電子発票の普及促進が始まりました。これにより、フルデジタル化電子発票には、売上金額および売上税額だけでなく、企業の取引関連情報も記載することができるため、税務機関はフルデジタル化電子発票の発行から、転送、記帳、控除、ファイリングに至るまでの一連に関わる情報を把握することができるようになります。

新増値税法においても、発票の電子化について、次の定めがされております。

第34条 納税者は法により増値税発票を発行・使用しなければならない。増値税発票は同等の法的効力を有する紙ベースの発票と電子発票を含む。国家は電子発票の宣伝・普及に取り組んでいる。

第35条 税務機関は工業・信息化部、公安、税関、市場監督管理部門、中国人民銀行、金融監督管理機関などの機関と協力し、増値税情報共有メカニズムと業務連携体制を構築すべきである。関連する行政機関は法律と行政法規に従って、それぞれの職責範囲内で、税務機関の増値税徴収管理活動に協力すべきである。

税務機関とその他の行政機関や機構の間に構築された増値税情報共有メカニズムと業務連携体制は今後さらに強化され、税務機関によるリスク管理とビッグデータ分析はより正確に、増値税の徴収管理はより効率的になると言われております。

これらの「データに基づく租税徴収管理」を背景に、さらに新増値税法の施行を契機として、税務機関による増値税発票の記載不備の指摘や仕入控除の否認などのリスク提示が厳格化されることが予想されます。

（2）ビッグデータ分析における代表的な着眼点

前述のとおり、増値税の徴収管理は高度化しており、言い換えれば、納税者である企業における潜在的な税務リスクが高まっています。新増値税法の施行は、データに基づく租税徴収管理の厳格化をさらに加速させる可能性があるため、以下に挙げられる代表的な税務機関のリスク提示項目を参考に、企業は将来の税務調査等に備え、日々の税務処理から留意する必要があります。

■課税売上高について増値税と企業所得税の間に大きな差異がある
■増値税免税売上高の認識と同時に、免税項目の仕入税額の振替処理が行われていない
■集団福利厚生費、個人消費に係る仕入税額の振替処理が行われていない
■会計証票との金額の整合性がとれていない
■同業他社と比較して一定の項目や税率が適用されている仕入控除の金額が大きい

これらの項目は、チェックリスト等を作成して、企業自ら自己チェックを行うことができますし、より詳細に、かつ効率的に実施するためには外部専門家を活用したレビューも有用です。